



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

870 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
871 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 1
872 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 1

○ 人事委員会告示

10 平成28年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 3
--------------------------	---------

○ 監査公表

監査公表第20号 6
監査公表第21号 25

告 示

和歌山県告示第870号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250 217	あゆみ福祉農園	田辺市芳養町32 16-19	就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂58 9番地の1	平成 28.7.1

和歌山県告示第871号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町朝来字飛曾川3871の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第872号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

中嶋谷川(6-404-1-015)、善大寺(6-404-1-016)、根皆田(6-404-1-018)、加茂川(6-404-1-020-1)、加茂川(6-404-1-020-2)、下鮎川(6-404-1-021)、小山(6-404-1-023)、やん谷(6-404-1-024)、清水(6-404-1-025)、下ノ岡(6-404-1-026)、中島(6-404-2-029)、岡川右支溪6(6-404-2-030)、小郷1(6-404-2-031)、小郷2(6-404-2-032)、岡1(6-404-2-033)、黒谷(6-404-2-035)、葛原1(6-404-2-036)、元ノ尾1(6-404-2-037)、元ノ尾2(6-404-2-038)、深見(6-404-2-039)、深見(6-404-2-040)、登尾1(6-404-2-054)、上地(6-404-2-056)、両平野(6-404-2-057)、下ノ岡1(6-404-2-058-1)、下ノ岡1(6-404-2-058-2)、下ノ岡2(6-404-2-059)、畑山(6-404-2-060)、根皆田川右支溪8(6-404-2-043)、根皆田川右支溪9(6-404-2-044)、根皆田川右支溪10(6-404-2-045)、葛原(6-404-2-048)、汗川1(6-404-2-050-1)、汗川1(6-404-2-050-2)、汗川2(6-404-2-051)、篠田橋(6-404-2-053)、市ノ瀬・後代(I-1470)、池谷(I-1471)、根皆田(I-1522)、市ノ瀬根皆田3(I-4415)、市ノ瀬根皆田6(I-4416)、根皆田1(I-4417)、根皆田2(I-4418)、後代(I-4419)、市ノ瀬根皆田1(II-6406)、市ノ瀬根皆田2(II-6407)、市ノ瀬根皆田4(II-6408)、市ノ瀬根皆田5(II-6409)、市ノ瀬根皆田7(II-6410)、市ノ瀬根皆田11(III-3624)、市ノ瀬根皆田10(III-3625)、市ノ瀬根皆田9(III-3626)、市ノ瀬根皆田8(III-3627)、市ノ瀬根皆田12(III-3628)、市ノ瀬後代1(III-3629)、市ノ瀬後代2(III-3630)、汗川(1)(I-1514)、市ノ瀬汗川12(III-3632)、市ノ瀬汗川15(III-3635)、市ノ瀬汗川13(III-3636)、市ノ瀬汗川8(III-3637)、市ノ瀬汗川14(III-3638)、汗川(I-4420)、市ノ瀬汗川6(II-6411)、市ノ瀬汗川5(II-6412)、市ノ瀬汗川3(II-6413)、市ノ瀬汗川4(II-6414)、市ノ瀬汗川1(II-6416)、市ノ瀬汗川7(II-6417)、市ノ瀬登尾2(II-6418)、市ノ瀬登尾1(II-6419)、市ノ瀬登尾3(II-6421)、汗川(2)(II-6476)、汗川(3)(II-6477)、汗川1(II-60331)、汗川2(II-60332)、汗川3(II-60333)、下鮎川(1)(I-1469)、登尾(I-4421)、加茂(I-4422)、下鮎川加茂(I-4423)、市ノ瀬登尾4(II-6420)、市ノ瀬下鮎川1(II-6422)、市ノ瀬登尾5(II-6423)、市ノ瀬下鮎川2(II-6424)、下鮎川1(II-60334)、下鮎川2(II-60335)、下鮎川3(I-60336)、下鮎川4(II-60337)、下鮎川5(I-60338)、小山(I-1472)、清水(I-1521)、清水(2)(I-4430)、市ノ瀬清水(II-6446)、市ノ瀬宮ノ尾(II-6447)、市ノ瀬4(II-6448)、市ノ瀬3(II-6449)、市ノ瀬2(II-6450)、市ノ瀬両平野(III-3653)、市ノ瀬清水1(III-3654)、市ノ瀬清水2(III-3655)、小山・市ノ瀬小山1(III-3658)、市ノ瀬畑山2(III-3667)、市ノ瀬畑山1(III-3668)、市ノ瀬両平野1(I-60344)、市ノ瀬清水5(II-60345)、市ノ瀬両平野2(II-60346)、市ノ瀬両平野3(II-60347)、市ノ瀬両平野4(II-60348)、奥草(I-1473)、小郷(I-1517)、岡中島3(I-4414)、岡岡川(II-6385)、岡高津2(II-6386)、岡高津1(II-6387)、岡小郷5(II-6388)、岡小郷4(II-6389)、岡葛原1(II-6390)、岡葛原2(II-6391)、岡奥草1(II-6392)、岡奥草2(II-6393)、岡小郷3(II-6394)、岡小郷2(II-6395)、小郷・岡小郷7(II-6396)、小郷・岡小郷8(II-6397)、岡小郷1(II-6398)、岡小郷6(II-6399)、岡中島1(II-6400)、岡中島2(II-6401)、岡岡川1(II-60359)、岡岡川2(II-60360)、岡岡川3(II-60361)、岡葛原5(II-60362)、岡葛原6(II-60363)、岡小郷9(III-3617)、岡小郷10(III-3618)、岡小郷11(III-3621)、下鮎川6(II-60339)、下鮎川7(II-60340)、下鮎川8(II-60341)、下鮎川9(II-60342)、下鮎川10(II-60343)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

池谷川（6-404-2-049-1）、後代谷川（6-404-2-049-2）、汗川3（6-404-2-052）、岡（184）、清水谷（498）、宮ノ尾（I-1516）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

平成28年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成28年7月19日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成28年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	24人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	8人程度	警察本部等における事務
土木	2人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成29年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表

第1次試験	平成28年9月25日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成28年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験、適性検査) 平成28年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成28年10月下旬の指定する1日	和歌山市	平成28年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験（40題） <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
わかやま紀州館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年8月8日(月)午前10時から同月26日(金)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年8月8日(月)から受付を開始し、同月26日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

採用の時期は、おおむね平成29年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね149,000円(平成28年4月1日現在)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)午前9時(開示期間の初日は、合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年7月19日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史
 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好
 和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成28年5月11日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利得返還請求をせよ

- (ア) 井出益弘議員(以下「井出議員」という。)に対し金159万582円
- (イ) 尾崎要二議員に対し金241万2,190円
- (ウ) 坂本登議員(以下「坂本議員」という。)に対し金114万910円

- (エ) 長坂隆司議員(以下「長坂議員」という。)に対し金292万6,437円
- イ 県知事は仁坂吉伸知事(以下「仁坂知事」という。)に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利得返還請求権の不行使によって県が被った各損害の賠償請求をせよ
- (ア) 井出議員に対する192万9,119円
- (イ) 小川武元議員(以下「小川元議員」という。)に対する348万9,626円
- (ウ) 大沢広太郎元議員(以下「大沢元議員」という。)に対する524万529円
- (エ) 尾崎要二議員に対する408万9,144円
- (オ) 坂本議員に対する209万4,923円
- (カ) 下川俊樹元議員(以下「下川元議員」という。)に対する89万1,203円
- (キ) 長坂議員に対する479万9,230円
- (ク) 野見山海元議員(以下「野見山元議員」という。)に対する310万8,413円
- (ケ) 平越孝哉元議員(以下「平越元議員」という。)に対する211万3,830円
- との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 井出益弘、小川武、大沢広太郎、尾崎要二、坂本登、下川俊樹、長坂隆司、野見山海及び平越孝哉

同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であり、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方らである。

(ウ) 仁坂吉伸

同人は、現職の知事であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

イ 政務調査費(公金)の受領及び不当利得

上記各議員は、平成19年度から同24年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例(但し、現行条例が平成25年3月1日に施行される前の旧条例。以下「条例」という。)、和歌山県政務調査費の交付に関する規程(但し、現行規程が平成25年3月1日に施行される前の旧規程。以下「規程」という。)に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることができない経費に違法に支出し、もって不当利得している。

ウ 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては、すでに2件の確定判決、すなわち平成26年2月に確定した平成14年度から同17年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成25年(行コ)第40号事件(原審・和歌山地方裁判所平成19年(行ウ)第7号)】(以下「第一次訴訟確定判決」という。)及び、昨年8月に確定した平成18年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成26年(行コ)第182号事件(原審・和歌山地方裁判所平成23年(行ウ)第7号)】(以下「第二次訴訟確定判決」という。)が存する。両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務所費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間徒過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支

出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、両確定判決が対象とする平成14年度から同18年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、両確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

エ 各議員の違法支出

(ア) 井出議員

a 2件の確定判決の内容

井出議員の上記2件の確定判決の内容は、次のとおりであった。

事務所設置状況等について、井出議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置している。この建物には、「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、後援会、政治団体「井出益弘を育てる会」、同「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

井出議員は、平成19年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置していた。この建物には、「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、後援会、政治団体「井出益弘を育てる会」、同「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

井出議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成24年度に34万4,280円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務消耗品等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分である29万5,097円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

井出議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度82万3,920円、平成20年度69万6千円、同21年度69万4,400円、同22年度78万2,240円、平成23年4月7万8千円、5月以降平成23年度94万9,400円、平成24年度56万2千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「人件費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度70万6,217円、平成20年度59万6,571円、同21年度59万5,200円、同22年度67万491円、平成23年4月6万6,857円、5月以降平成23年度81万3,771円、平成24年度48万1,714円の支出は違法である。

e 小活

よって、井出議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度70万6,217円、平成20年度59万6,571円、同21年度59万5,200円、同22年度67万491円、平成23年4月6万6,857円、5月以降平成23年度81万3,771円、平成24年度77万6,811円であり、その総合計は422万5,918円となる。

(イ) 小川元議員

a 2件の確定判決の内容

小川元議員の上記2件の確定判決の内容は、次のとおりであった。

事務所設置状況等について、小川元議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費、事務費、人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

小川元議員は、平成19年度から同23年度4月の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

小川元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度75万9,511円、平成20年度82万6,201円、同21年度31万7,997円、同22年度31万3,531円、平成23年4月3万2,166円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所賃借料・光熱水費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度37万9,755円、平成20年度41万3,100円、同21年度15万8,998円、同22年度15万6,765円、平成23年4月1万6,083円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

小川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度56万2,369円、平成20年度44万4,685円、同21年度34万8,451円、同22年度40万6,117円、平成23年4月6万4,110円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務機器借上費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度28万1,184円、平成20年度22万2,342円、同21年度17万4,225円、同22年度20万3,058円、平成23年4月3万2,055円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

小川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度158万円、平成20年度166万円、同21年度122万4千円、同22年度122万4千円、平成23年4月11万8千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度79万円、平成20年度83万円、同21年度61万2千円、同22年度61万2千円、平成23年4月5万9千円の支出は違法である。

f 小活

よって、小川元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度145万939円、平成20年度146万5,442円、同21年度94万5,223円、同22年度97万1,823円、平成23年4月10万7,138円であり、その総合計は494万565円となる。

(ウ) 大沢元議員

a 2件の確定判決の内容

大沢元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、大沢元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び政治団体「広友会」も併設されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所費及び事務費(但し次の固定電話使用料及び携帯電話使用料を除く事務費)は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話3回線分の使用料につき、平成16年度は合計20万6,062円、平成17年度は合計29万7,853円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である25万1,957円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

大沢元議員は、携帯電話の使用料につき、平成16年度は合計7万7,703円、平成17年度は合計7万8,456円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である7万8,079円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

人件費について、大沢元議員は、平成15年4月以降、同人の妻を雇用していたとする供述は信用できず、同議員が妻を雇用していた事実を認めることはできない。そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

b 本件事務所設置状況等

大沢元議員は、平成19年度から同23年4月の間も、自宅に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び政治団体「広友会」も併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

大沢元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度15万4千円、平成20年度から同22年度に各16万8千円、平成23年4月1万4千円を支出している。また、同収支報告書の主たる内訳欄には、「駐車場(来客用)」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり大沢元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度12万3,200円、平成20年度から同22年度各13万4,400円、同23年4月1万1,200円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

大沢元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度74万1,726円、平成20年度69万9,643円、同21年度69万6,459円、同22年度83万712円、同23年4月6万3,447円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借入費、通信費、事務用品購入費他」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話代として、5月以降平成19年度23万961円(25万1,957円の11/12)、平成20年度から同22年度に各25万1,957円及び同23年4月に2万996円(25万1,957円の1/12)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度19万2,467円、平成20年度から同22年度各20万9,964円、同23年4月1万7,497円の支出は違法である。

大沢元議員は、携帯電話使用料として、5月以降平成19年度7万1,572円(7万8,079円の11/1

2)、平成20年度から同22年度に各7万8,079円及び同23年4月6,507円(7万8,079円の1/12)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度5万9,643円、平成20年度から同22年度各6万5,066円、同23年4月5,422円の支出は違法である。

事務機器借入費、通信費、事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度43万9,193円、同20年度36万9,607円、同21年度36万6,423円、同22年度50万676円、同23年4月3万5,944円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度35万1,354円、平成20年度29万5,686円、同21年度29万3,138円、同22年度40万541円、同23年4月28,755円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

大沢元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度に各96万円、同23年4月8万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の間も、上記判決と同じような状況であったと推認できるところ、妻の雇用が認められないのであるから、上記の間も同様に人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

f 小活

よって、大沢元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度160万6,664円、平成20年度166万5,116円、同21年度166万2,568円、同22年度176万9,971円、平成23年4月14万2,874円であり、その総合計は684万7,193円となる。

(エ) 尾崎要二議員

a 2件の確定判決の内容

尾崎要二議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、尾崎要二議員の政務調査用事務所は、自宅に設置されており、後援会、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び政治団体「要政会」と併設されていた。

尾崎要二議員は、固定電話の使用料につき、平成16年度(5月以降)は合計10万6,772円、平成17年度は合計14万4,130円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である13万905円を支払ったものと推認するのが相当である(平均額の算出は、平成16年5月から平成18年3月まで[23か月分]の平均額を12倍する方法による。以下同様。)。そして、上記の認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出を違法とした。

尾崎要二議員は、ファックス用電話の使用料として、平成16年度(5月以降)は合計5万2,449円、平成17年度は合計5万25円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である5万3,465円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

尾崎要二議員は、携帯電話3つの使用料につき、平成16年度(5月分以降)は合計15万1,227円支払っているが、そのうち3万5,471円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であり、平成17年度は合計20万6,449円を支払っているが、そのうち3万2,054円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であった。このことからすると、平成18年度にはその平均額である18万6,614円を支払っており、尾崎要二議員自身の携帯電話の使用料は15万1,384円であったと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

尾崎議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として74万2,628円を支出した。そして、

上記の併用状況から、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

人件費の按分率について、上記の併用状況から「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の人件費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

尾崎要二議員は、平成19年度から同24年度の間も、政務調査用事務所は自宅に設置されており、後援会、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び政治団体「要政会」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

尾崎要二議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度106万3,589円、平成20年度99万9,192円、同21年度98万3,006円、同22年度81万3,563円、同23年4月1万6,982円、5月以降同23年度76万7,318円、同24年度77万1,534円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品購入、通信費等」とする以外に何の説明もない。そうということからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

尾崎要二議員は、固定電話の使用料として、5月以降平成19年度11万9,996円(13万905円の11/12)、平成20年度から同22年度に各13万905円、5月以降平成23年度11万9,996円(13万905円の11/12)、同24年度13万905円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度9万5,997円、平成20年度から同22年度に各10万4,724円、5月以降平成23年度9万5,997円、同24年度10万4,724円の支出は違法である。

尾崎要二議員は、ファックス電話使用料として、5月以降平成19年度4万9,010円(5万3,465円の11/12)、平成20年度から同22年度に各5万3,465円、5月以降平成23年度4万9,010円(5万3,465円の11/12)、同24年度5万3,465円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度3万9,208円、平成20年度から同22年度に各4万2,772円、5月以降平成23年度3万9,208円、同24年度4万2,772円の支出は違法である。

尾崎要二議員は、自らの携帯電話使用料として、5月以降平成19年度13万8,769円(尾崎要二議員自身の使用料15万1,384円の11/12、以下同じ。)、平成20年度から同22年度に各15万1,384円、5月以降平成23年度13万8,769円、同24年度に15万1,384円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度11万1,015円、平成20年度から同22年度に各12万1,107円、5月以降平成23年度11万1,015円、同24年度12万1,107円の支出は違法である。

事務用品購入費、通信費等の事務費として、5月以降平成19年度75万5,814円、同20年度66万3,438円、同21年度64万7,252円、同22年度47万7,809円、同23年4月1万6,982円、5月以降同23年度45万9,543円、同24年度43万5,780円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度56万6,860円、平成20年度49万7,578円、同21年度48万5,439円、同22年度35万8,357円、同23年4月1万2,736円、5月以降同23年度34万4,657円、同24年度32万6,835円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

尾崎要二議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度70万7千円、平成20年度81万800円、同21年度73万5千円、同22年度97万6,500円、同23年4月5万円、5月以降同23年度67万4,500円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内

訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり尾崎要二議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度53万250円、平成20年度60万8,100円、同21年度55万1,250円、同22年度73万2,375円、平成23年4月3万7,500円、5月以降同23年度50万5,875円、同24年度72万円の支出は違法である。

e 小活

よって、尾崎要二議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度134万3,330円、平成20年度137万4,281円、同21年度130万5,292円、同22年度135万9,335円、同23年4月5万236円、5月以降同23年度109万6,752円、同24年度131万5,438円であり、その総合計は784万4,664円となる。

(オ) 坂本議員

a 2件の確定判決の内容

坂本議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、坂本議員は、自宅とは別の場所である和歌山県日高郡みなべ町内、同郡日高町内、同郡美山村内に政務調査用事務所を設置していた。そのうち日高郡みなべ町内の事務所には、後援会、株式会社坂本農園（以下「坂本農園」という。）及び株式会社坂本建設（以下「坂本建設」という。）が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていた。

事務所費について、坂本議員は、同人作成の陳述書において、日高郡日高町内の事務所につき、当該事務所管理者に対し、平成17年度に賃料月額3万（年間36万円）を支払っており光熱費も支払ったなどと供述する。しかし、坂本議員の供述は不自然であって信用できず、坂本議員が平成17年度に政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められない。そういうことから、平成18年度についても同様に賃料の支払いは認められないこととなる。

坂本議員は、平成16年度において、合計43万1,629円を携帯電話使用料として支払っている。そこで、平成18年度にも同額を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の各活動や私的用途にも携帯電話を利用していたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

坂本議員は、平成18年度に政務調査用事務所の事務用品購入費等として、4万2,041円を支出した。そして、坂本議員の政務調査用事務所のうち1つは、他の目的のものが併設されているが、事務用品等がどの政務調査用事務所で使用されたか明らかでないため、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

人件費については、3か所ある政務調査用事務所のどれに雇用されているものであるか明らかでない上、日高郡みなべ町内の事務所については他の目的のものが併設されている。そこで、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

坂本議員は、平成19年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所である和歌山県日高郡みなべ町内、同郡日高町内、同郡美山村内に政務調査用事務所を設置していた。そのうち日高郡みなべ町内の事務所には、後援会、坂本農園及び坂本建設が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

坂本議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度38万5千円、平成20年度48万円、同21年度41万255円、同22年度21万1,566円、同23年4月1万7,941円、5月以降同23年度11万6,674円、同24年度12万238円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所経費」「賃貸料等」「光熱費」とする以外に何の説明もない。そのうち5月以降平成19年度から平成21年度までは、平成18年度までの賃料である月3万円(年間36万円)を超える支出をしていることからすれば、その間については、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

平成17年度及び同18年度も政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められないのであるから、同様に、5月以降平成19年度33万円、同20年度36万円、同21年度36万円賃料の支払いは認められない。

上記以外の事務所費の支出(5月以降平成19年度5万5千円、平成20年度12万円、同21年度5万255円、その後は前記支出額の全額)については、上記bの設置状況であったのであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度1万3,750円、平成20年度3万円、同21年度1万2,564円、同22年度5万2,891円、同23年4月4,485円、5月以降同23年度2万9,168円、同24年度3万59円は違法である。

d 本件事務費とその違法

坂本議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度17万2,240円、平成20年度25万4,732円、同21年度38万7,886円、同22年度53万370円、同23年4月8万386円、5月以降同23年度61万3,089円、同24年度60万3,300円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品・電話等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

坂本議員は、携帯電話使用料として、平成22年度から同24年度に各43万1,629円(4月分と5月以降に分かれている年度は43万1,629円の1/12と11/12)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成22年度から同24年度に各35万9,691円(4月分と5月以降に分かれている年度は35万9,691円の1/12と11/12)の支出は違法である。

坂本議員は、事務用品等の事務費として、5月以降平成19年度17万2,240円、同20年度25万4,732円、同21年度38万7,886円、同22年度9万8,741円、同23年4月4万4,417円、5月以降同23年度21万7,429円、同24年度17万1,671円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度4万3,060円、平成20年度6万3,683円、同21年度9万6,971円、同22年度2万4,685円、同23年4月1万1,104円、5月以降同23年度5万4,357円、同24年度4万2,918円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

坂本議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度99万円、平成20年度74万円、同21年度98万円、同22年度96万5,500円、同23年4月7万円、5月以降同23年度53万円、同24年度65万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併設状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度24万7,500円、平成20年度18万5千円、同21年度24万5千円、同22年度24万1,375円、平成23年4月1万7,500円、5月以降同23年度13万2,500円、同24年度16万2,500円の支出は違法である。

f 小活

よって、坂本議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度63万4,310円、平成20年度63万8,683円、同21年度71万4,535円、同22年度67万8,642円、同23年4月6万3,063円、5月以降同23年度54万5,742円、同24年度59万5,168円であり、その総合計は387万143円となる。

(カ) 下川元議員

a 2件の確定判決の内容

下川元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、下川元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていた。

下川元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入を支出した。同事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

下川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

下川元議員は、平成19年度から同21年9月の間も、自宅に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

下川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度12万8,728円、平成20年度22万6,446円、同21年4月から9月分11万5,961円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費(電話、切手等)事務用品購入費等」とする以外に何の説明もない。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすると事務費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度6万4,364円、平成20年度11万3,223円、同21年4月から9月分5万7,980円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

下川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度88万円、平成20年度96万円、同21年4月から9月分48万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度44万円、平成20年度48万円、同21年4月から9月分24万円の支出は違法である。

e 小活

よって、下川元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度50万4,364円、平成20年度59万3,223円、同21年4月から9月分29万7,980円であり、その総合計は139万5,567円となる。

(キ) 長坂議員

a 2件の確定判決の内容

長坂議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、長坂議員は、自宅と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、後援会、政治団体「長坂政策研究所」及びテナント「リビングタカマツ」が併設されていた。

事務所費について、政務調査用事務所の事務所費に「長坂政策研究所」の事務所費及び光熱水費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的の

ものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

事務費について、政務調査用事務所の事務費に「長坂政策研究所」の備品・消耗品費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

人件費について、政務調査用事務所の人件費に「長坂政策研究所」の人件費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

b 本件事務所設置状況等

長坂議員は、平成19年度から同24年度の間も、自宅と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、後援会、政治団体「長坂政策研究所」及びテナント「リビングタカマツ」が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

長坂議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度66万8,874円、平成20年度75万2,809円、同21年度71万19円、同22年度83万5,459円、同23年4月6万7,448円、5月以降同23年度65万6,129円、同24年度71万2,387円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、事務所賃借料」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度50万1,655円、平成20年度56万4,607円、同21年度53万2,514円、同22年度62万6,594円、同23年4月5万586円、5月以降同23年度49万2,097円、同24年度53万4,290円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

長坂議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度41万4,045円、平成20年度41万5,941円、同21年度51万1,255円、同22年度48万1,408円、同23年4月3万4,635円、5月以降同23年度44万8,314円、同24年度36万87円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機カウンター代、リース代、通信費(切手、葉書等)、電話代、携帯電話代、事務用品、文具購入費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度31万534円、平成20年度31万1,956円、同21年度38万3,441円、同22年度36万1,056円、同23年4月2万5,976円、5月以降同23年度33万6,235円、同24年度27万65円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

長坂議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度110万円、平成20年度から同22年度各84万円、同23年4月7万円、5月以降同23年度82万5千円、同24年度90万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度82万5千円、平成20年度から同22年度各63万円、同23年4月5万2,500円、5月以降同23年度61万8,750円、同24年度67万5千円の支出は違法である。

f 小活

よって、長坂議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度163万7,189円、平成20

年度150万6,563円、同21年度154万5,955円、同22年度161万7,650円、同23年4月12万9,062円、5月以降同23年度144万7,082円、同24年度147万9,355円であり、その総合計は936万2,856円となる。

(ク) 野見山元議員

a 2件の確定判決の内容

野見山元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、野見山元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置し、自宅には後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていた。

野見山元議員は、自宅の固定電話の使用料として、平成16年度合計17万575円、平成17年度(2月分まで)は合計13万2,057円を支払っている。そこで、平成18年度にもその平均額である15万7,895円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

野見山元議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計12万2,045円、平成17年度は合計8万3,140円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である10万2,593円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出は違法である。

野見山元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として29万4,320円を支出した。そして、上記の併用状況から、「社会民主党和歌山県田辺支部」と後援会の各備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

人件費について、野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度に、職員1名を雇用し月額6万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、当該職員の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

また、野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度において、上記職員とは別に野見山元議員の妻を雇用し月額賃金2万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、この妻の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

以上から、野見山元議員が平成18年度より前に上記職員や妻に対して賃金を支払ったと認めることはできないのであるから、同18年度においても、同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

b 本件事務所設置状況等

野見山元議員は、平成19年度から同22年度の間も、自宅に政務調査用事務所を設置し、自宅には後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山元議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

野見山元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度40万3,646円、平成20年度40万6,459円、同21年度35万7,389円、同22年度43万4,927円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機リース代、事務用品、通信費(NTT、携帯)等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

野見山元議員は、固定電話の使用料として、5月以降平成19年度14万4,737円(15万7,895円

の11/12)、平成20年度から同22年度に各15万7,895円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度11万5,790円、平成20年度から同22年度に各12万6,316円の支出は違法である。

野見山元議員は、携帯電話使用料として、5月以降平成19年度9万4,044円(10万2,593円の11/12)、平成20年度から同22年度に各10万2,593円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度7万8,370円、平成20年度から同22年度に各8万5,494円の支出は違法である。

事務用品購入費、通信費等の事務費として、5月以降平成19年度16万4,865円、同20年度14万5,971円、同21年度9万6,901円、同22年度17万4,439円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度12万3,649円、平成20年度10万9,478円、同21年度7万2,676円、同22年度13万829円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

野見山元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度66万円、平成20年度から同22年度各72万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすると、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の各年度の支出金額は月6万円に相当するところ、平成18年度まで雇用していたとされる森本好治の賃金と同一であるから、前記の期間も同氏を雇用していたと推認できる。そうすると、同氏の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないのであるから、上記の間も人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

e 小活

よって、野見山元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度97万7,809円、平成20年度104万1,288円、同21年度100万4,486円、同22年度106万2,639円であり、その総合計は408万6,222円となる。

(ケ) 平越元議員

a 2件の確定判決の内容

平越元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、平越元議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越元議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた。

平越元議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計20万1,738円、平成17年度は合計19万6,999円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である19万9,369円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

平越元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として3万5,705円を支出した。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記の併用状況から、人件費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

平越元議員は、平成19年度から同22年度の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設

置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越元議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

平越元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成20年度14万5,867円、同21年度12万8,252円、同22年度16万3,575円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱水費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成20年度7万2,934円、同21年度6万4,126円及び同22年度8万1,788円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

平越元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度25万8,139円、平成20年度17万3,932円、同21年度21万3,274円、同22年度28万3,518円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費（電話、切手）、事務用品購入費、備品購入費等」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

平越元議員は、携帯電話の使用料として、5月以降平成19年度18万2,755円（19万9,369円の11/12）、平成21年度と同22年度に各19万9,369円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度14万6,204円、平成21年度と同22年度に各15万9,495円の支出は違法である。

事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度7万5,384円、同20年度17万3,932円、同21年度1万3,905円、同22年度8万4,149円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度3万7,692円、平成20年度8万6,966円、同21年度6,952円、同22年度4万2,074円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

平越元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度各96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすると、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度44万円、平成20年度から同22年度各48万円の支出は違法である。

f 小活

よって、平越元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度62万3,896円、平成20年度63万9,900円、同21年度71万573円、同22年度76万3,357円であり、その総合計は273万7,726円となる。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また、その起算日は、

各支出日から進行するものと解されている。

キ 本件の各支出日

(ア) 事務所費

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は、概ね月末支払いであると推量できることから、各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日とみなすのが相当である。

(イ) 事務費

固定電話及びFAX電話使用料の各議員の支払日は、同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ、同社の口座引き落とし日は毎月20日と設定されており、毎月20日とみなすのが相当である。

携帯電話使用料の各議員の支払日は、携帯電話の事業を行っているNTTドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから、毎月末日とみなすのが相当である。

上記を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は、毎月末日であったとみなすことが相当である。

(ウ) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね20日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月25日であったとみなすのが相当である。

ク 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5月以降平成23年度と同24年度の違法支出金は、上記キの各支払日から未だ5年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員のその金額は、井出議員159万582円、尾崎要二議員241万2,190円、坂本議員114万910円及び長坂議員292万6,437円である。

ケ 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

翻って、平成23年4月分までの各議員の違法支出金（井出議員263万5,336円、小川元議員494万565円、大沢元議員684万7,193円、尾崎要二議員543万2,474円、坂本議員272万9,233円、下川元議員139万5,567円、長坂議員643万6,419円、野見山元議員408万6,222円及び平越元議員273万7,726円）については、上記の各支払日から5年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとした場合、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不当である。この点、何らかの形で各議員に是正させることを求めるものである。

コ 仁坂吉伸知事の賠償責任

第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分すべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。

当該原審の判示からすると、政務調査用事務所での他の目的の事務所の併設を当該原審判決で認定した議員の政務調査費は、当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成18年度以降、平成24年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存す

ることが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解することができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求権は、客観的に存在する債権と解すべきである。

和歌山県は、前記不当利得返還請求権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量の無い債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事その責めを負うべきであり、その不行使により不当利得返還請求が不可能になった相当の損害を賠償すべきである。

そして、その行使は、上記原審判決日の平成25年1月29日から2ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。そうすると、その当時、上記ケで述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成19年度以前の支出を除き、その行使は可能であった。

よって、仁坂知事は、同人の不当利得返還請求権の不行使によって、県は各議員の各違法支出金（井出議員192万9,119円、小川元議員348万9,626円、大沢元議員524万529円、尾崎要二議員408万9,144円、坂本議員209万4,923円、下川元議員89万1,203円、長坂議員479万9,230円、野見山元議員310万8,413円及び平越元議員211万3,830円）相当の損害を被ったと解されるところ、その損害を賠償すべきである。

サ 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

シ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 井出議員関係

収支報告書（平成18年度、平成19年度（ただし5月以降分）から平成24年度）、陳述書及び「和歌山総合コンサルタント」の所在の分かる資料

イ 尾崎要二議員、坂本議員及び長坂議員関係

収支報告書（平成18年度、平成19年度（ただし5月以降分）から平成24年度）及び陳述書

ウ 小川元議員及び大沢元議員関係

収支報告書（平成18年度、平成19年度（ただし5月以降分）から平成23年4月分）、陳述書、報告書

エ 下川元議員関係

収支報告書（平成18年度、平成19年度（ただし5月以降分）から平成21年9月分）及び陳述書

オ 野見山元議員及び平越元議員関係

収支報告書（平成18年度、平成19年度（ただし5月以降分）から平成22年度）及び陳述書

カ 共通資料

西日本電信電話（株）領収証、ドコモ料金領収証、政治団体一覧表並びに第一次訴訟及び第二

次訴訟確定判決

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年5月16日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務調査費に関する返還請求及び損害賠償請求を行っていないことが、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものは、県の違法若しくは不当な財産管理を怠る事実が具体的に摘示されていないので却下する。

本件請求のうち平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関するものは、請求人の主張する不当利得返還請求権が時効消滅した日（財産管理を怠る事実の終わった日）から1年以上経過しているため却下する。

本件請求のうち平成22年度から同24年度政務調査費に関するものは、請求に理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務調査費は、平成12年の地方自治法改正により制度化され、この制度は平成13年4月1日に施行された。

地方自治法（ただし、平成24年改正前の旧法。）は、普通地方公共団体の条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

本県においても、平成12年の地方自治法改正を受け、本件条例及び本件規程が制定され、いずれも平成13年4月1日から施行された。

条例及び規程は、同法の規定に基づき、次のとおり政務調査費の交付に関する必要な事項を定めている。

政務調査費は議員に対して交付し（条例第2条）、議員は政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（条例第10条）。

議員に係る政務調査費の使途基準について、事務所費は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とし、事務費は議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等、通信費等）とし、人件費は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とする（規程別表第2）。

議員は、政務調査費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならない(条例第11条第1項)。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する(規程第6条)。

知事は、議員が交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出(使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる(条例第9条第4項)。

政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない(規程第7条)。

(2) 本件使途基準(規程に定める使途基準をいう。以下同じ。)のより詳細な基準

本件政務調査費の使途基準については、条例に基づき、規程第4条(別表第2)で定められているが、より詳細な基準として「政務調査費運用の手引」及び「政務調査費運用の手引細則」(以下「手引等」という。)が作成されている。

手引等は、「政務調査費運用に当たっての三原則」の「按分に当たっての指針」について、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる」とし、「この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行う」との基準を示している。

その上で、各項目の按分の考え方について、「事務所の賃借料」及び「事務費」の使用実態が明らかでない場合は、活動数で按分して政務調査費への充当を認めることとしている。「人件費」は、常時雇用において他の用務にも従事している場合は按分すべきものとしている。

(3) 議会事務局における本件政務調査費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務調査費について、毎年度4月30日までに各議員から収支報告書の提出を受けた議長は議会事務局をして、当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認させ、内容が明確でないものについては、議員に確認させるなどしていた。

また、領収書の提出義務がなかった事務所費、事務費及び人件費についても、議員の協力のできる限り提示してもらい、その内容を確認させていた。

しかしながら、当時の審査記録がないため、本件政務調査費に係る具体的な審査内容は確認できなかった。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の原因として特に次の点を主張している。

本件政務調査費については、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、本県の政務調査費に関する過去の訴訟(平成14年度から同17年度分に関する訴訟及び同18年度分に関する訴訟)判決が対象とする平成14年度から同18年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、両確定判決に準拠して各議員の違法支出が推認できる。

このうち返還請求権が時効消滅した違法支出金であっても、各議員が違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させることを求める。

また、第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決(以下「第一次訴訟原審判決」という。)の判示からすると、平成18年度以降、平成24年度(第一次訴訟原審判決言渡日の属する年度)までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、違法支出の存することが推認できたにもかかわらず、仁坂知事は、不当利得返

還請求債権をいたずらに放置し、理由もなくその行使を怠り、当該債権を時効消滅させた。第一次訴訟原審判決から2か月の間には当該不当利得返還請求債権を行使できたと解すべきであり、その不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

1 時効消滅した各議員の不当利得に関する請求

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものについては、「返還請求権が消滅した違法支出金であっても、違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させること」を求めているが、請求人は「不当利得を返還しない」各議員の不当を述べるのみで、県の違法若しくは不当な財務会計行為を具体的に摘示していないので、不適法な監査請求である。

2 平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関する請求

本件請求で各議員が不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいええない経費に政務調査費を支出したことである。そして、本件政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが本件用途基準に適合したものか否かは、各議員が収支報告書を議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される（第一次訴訟原審判決参照）。

本件請求の政務調査費については、毎年4月30日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に用途基準に適合しない支出を政務調査費に充当したことが最終的に確定し、不当利得返還請求権が発生していたとしても、公法上の債権である当該請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により5年間これを行わないときは、時効により消滅する。

そうすると、本件請求のうち平成21年度以前の政務調査費に関するものについては、平成22年4月30日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に不当利得が確定し知事の返還請求権が発生していたとしても、これらの債権は5年間行使されておらず、平成27年4月30日時点で既に時効消滅しているものと解される。

ところで、地方自治法第242条第2項は、住民監査請求のうち財務会計行為を対象とするものは、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものと規定している。これは、財務会計行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求期間を、非継続的な財務会計行為については当該行為のあった日から、継続的な財務会計行為については当該行為の終わった日から、それぞれ1年間に限ることとしたものである（最高裁判所平成14年7月2日第三小法廷判決参照）。

また、不当利得返還請求権の行使を怠り、当該請求権を消滅時効期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとし、当該怠る事実（以下「第1の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第2の怠る事実」という。）とした上で、第2の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第1の怠る事実の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年4月24日第三小法廷判決参照）。

したがって、本件請求のうち平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任（第2の怠る事実）に関するものは、不当利得返還請求権が時効消滅した日（第1の怠る事実の終わった日）から1年以上経過しており、不適法な監査請求である。

3 平成22年度から同24年度政務調査費に関する請求

本件政務調査費に関する「違法な怠る事実」があるというためには、県が本件議員らに対し、不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については、当該返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される

(最高裁判所昭和59年12月21日第二小法廷判決参照)。

請求人は「推認」により各議員の不当利得を主張するが、監査委員監査においては、地方自治法で定められた監査権限により入手した証拠書類等に基づき事実認定すべきであり、「推認」による事実認定はすべきではない。

本件政務調査費については、収支報告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過し、本件監査請求時点で既に証拠書類等の保存期間を経過しており、地方自治法で定められた監査権限によっては、当該支出に関する事実を確認することはできず、その違法性も認められない。

そして、各議員の不当利得が認められない以上、その不当利得の返還請求権の不行使により一部時効消滅させたと請求人が主張する、仁坂知事の損害賠償責任についても認められない。

したがって、本件請求のうち平成22年度から同24年度政務調査費に関するものは、請求人の主張に理由がない。

和歌山県監査公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年7月19日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成28年5月19日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利得返還請求をせよ

(ア) 尾崎太郎議員121万8,544円

(イ) 谷洋一議員(以下「谷議員」という。)165万4,732円

(ウ) 中村裕一議員(以下「中村議員」という。)43万6,776円

(エ) 新島雄議員(以下「新島議員」という。)196万9,088円

(オ) 花田健吉議員(以下「花田議員」という。)27万3,825円

(カ) 藤山将材議員(以下「藤山議員」という。)233万2,098円

(キ) 前芝雅嗣議員(以下「前芝議員」という。)11万5,739円

(ク) 向井嘉久藏元議員(以下「向井元議員」という。)78万5,632円

(ケ) 山田正彦議員(以下「山田議員」という。)225万2,862円

(コ) 吉井和視議員(以下「吉井議員」という。)290万7,555円

イ 県知事は仁坂吉伸知事(以下「仁坂知事」という。)に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利得返還請求権の不行使によって県が被った各損害の賠償請求をせよ

- (ア) 尾崎太郎議員に対する181万9,333円
- (イ) 谷議員に対する277万4,211円
- (ウ) 中村議員に対する70万2,639円
- (エ) 新島議員に対する250万5,775円
- (オ) 花田議員に対する44万500円
- (カ) 藤山議員に対する359万9,752円
- (キ) 前芝議員に対する18万6,187円
- (ク) 松本貞次元議員（以下「松本元議員」という。）に対する329万4,912円
- (ケ) 町田亘元議員（以下「町田元議員」という。）に対する33万4,598円
- (コ) 向井元議員に対する124万4,010円
- (サ) 山田議員に対する402万7,529円
- (シ) 吉井議員に対する456万6,451円

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

- (イ) 尾崎太郎、谷洋一、中村裕一、新島雄、花田健吉、藤山将材、前芝雅嗣、松本貞次、町田亘、向井嘉久藏、山田正彦及び吉井和視

同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であり、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方らである。

- (ウ) 仁坂吉伸

同人は、現職の知事であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

イ 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

上記各議員は、平成18年度から同24年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成25年3月1日に施行される前の旧条例。以下「条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成25年3月1日に施行される前の旧規程。以下「規程」という。）に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることができる経費に違法に支出（事務所に係る事務所費、事務費、人件費にして、事務所併用による按分率を超えた支出）し、もって不当利得している。

ウ 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては、本件対象年度に先行して2件の確定判決すなわち、平成26年2月に確定した平成14年度から同17年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）】（以下「第一次訴訟確定判決」という。）及び、昨年8月に確定した平成18年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成26年（行コ）第182号事件（原審・和歌山地方裁判所平成23年（行ウ）第7号）】（以下「第二次訴訟確定判決」という。）が存する。なお、本件対象の議員らは、第二次訴訟確定判決の対象とはなっていない。

両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務所費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間徒過を理由

にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、第一次確定判決が対象とする平成14年度から同17年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、第一次訴訟確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

エ 各議員の違法支出

(ア) 尾崎太郎議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

尾崎太郎議員の確定判決の内容は、次のとおりであった。なお、併設団体に事務所費、光熱費、消耗品費や人件費の支出がある場合に、その支出も政務調査費の該当する支出に加えて按分するよう認める判示があるが、併設団体にかかる支出のあることの主張を議員側においてしない場合には考慮されないことであるので、本監査請求においては一切考慮していない。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていた。

人件費について、政務調査費収支報告書において、事務所費に計上した経費は、人件費に計上されるべきものであったから、以下、人件費とする。

尾崎太郎議員が「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できる。

従って、上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

尾崎太郎議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

尾崎太郎議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成24年度25万8,441円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「家賃、地代、光熱水費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成24年度17万2,294円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

尾崎太郎議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度1万円、平成20年度8万4千円、同21年度6万円、同22年度6万円、同23年4月5千円、5月以降平成23年度5万5千円、平成24年度6万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成18年度に「消耗品等」、同20年度と同21年度に「携帯電話等」、同22年度に「携帯代」、同23年4月に「携帯電話等」、5月以降平成23年度に「携帯電話」、平成24年度に「通信費（携帯代）」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話使用料について、尾崎太郎議員は、前記の収支報告書の記載からすれば、平成22年度6万円、5月以降平成23年度5万5千円及び平成24年度6万円の各支出は、携帯電話使用料のみに支出していると、容易に推認できる。

そして、上記bの併用状況に加え、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に

「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」の各活動や私的にも使用されたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分である平成22年度4万5千円、5月以降平成23年度4万1,250円、平成24年度4万5千円の支出は違法である。

消耗品等について、尾崎太郎議員は、上記以外の携帯電話使用料を含む消耗品費等として、平成18年度1万円、平成20年度8万4千円、同21年度6万円及び同23年4月5千円を支出している。

そして、上記bのとおり併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて支出した部分である平成18年度6,667円、平成20年度5万6千円、同21年度4万円及び同23年4月3,333円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

尾崎太郎議員は、人件費（なお、平成18年度の収支報告書には事務所費に計上されているが確定判決に準拠して人件費とする。）として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度110万円、5月以降平成19年度から平成22年度各110万円、平成23年4月5万円、5月以降平成23年度と平成24年度各96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成24年度に「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり尾崎太郎議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているものの、それまでの「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できると判示されておりその後もそのように推認できるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成18年度55万円、5月以降平成19年度から平成22年度各55万円、平成23年4月2万5千円、5月以降平成23年度と平成24年度各48万円の支出は違法である。

f 小活

よって、尾崎太郎議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度55万6,667円、5月以降平成19年度55万円、平成20年度60万6千円、同21年度59万円、同22年度59万5千円、同23年4月2万8,333円、5月以降平成23年度52万1,250円、平成24年度69万7,294円であり、その総合計は414万4,544円となる。

(イ) 谷議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

谷議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていた。

政務調査用事務所の固定電話の使用料につき、平成16年度は合計14万602円、平成17年度は合計12万3,929円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

ファックス用電話の使用料として、平成16年度は合計3万3,260円、平成17年度は合計3万1,879円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

インターネット使用料は、平成16年度及び同17年度に各合計6万480円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料は、平成16年度は合計7万124円、平成17年度は合計5万2,283円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品購入費等について、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その

3分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

谷議員の政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

谷議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度46万1,233円、5月以降平成19年度37万5,012円、平成20年度26万7,877円、同21年度36万638円、同22年度40万8,371円、5月以降平成23年度18万229円、平成24年度26万6,669円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「電話、FAX、パソコン」あるいは「通信費・事務用品購入費・コピー用紙」などとする以外に何の説明もない。

谷議員は、政務調査用事務所の固定電話の使用料につき、平成16年度は合計14万602円、平成17年度は合計12万3,929円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度にもその平均額である13万2,265円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度同21年度及び同22年度に各9万9,199円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）の支出は違法である。

谷議員は、ファックス用電話の使用料として、平成16年度は合計3万3,260円、平成17年度は合計3万1,879円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度もその平均額である3万2,570円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降は同額の11/12の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各2万4,427円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）の支出は違法である。

インターネット使用料について、谷議員は、平成16年度及び同17年度に各合計6万480円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度にもその平均額である6万480円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降は同額の11/12の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各4万5,360円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）の支出は違法である。

携帯電話使用料について、谷議員は、平成16年度は合計7万124円、平成17年度は合計5万2,283円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度にもその平均額である6万1,204円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各4万5,903円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）の支出は違法である。

事務用品購入費等について、谷議員は、平成18年度17万4,714円、5月以降平成19年度11万2,369円、平成20年度26万7,877円、同21年度7万4,119円、同22年度12万1,852円、5月以降平成23年度18万229円、同24年度26万6,669円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度11万6,

476円、5月以降平成19年度7万4,913円、平成20年度17万8,585円、同21年度4万9,413円、同22年度8万1,235円、5月以降平成23年度12万153円、同24年度17万7,779円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

谷議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度96万円、5月以降平成19年度69万8千円、平成20年度99万8,400円、同21年度99万6千円、同22年度101万400円、平成23年4月4万8千円、5月以降平成23年度105万6千円、平成24年度97万9,200円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「賃金」あるいは「事務員雇用賃金」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度64万円、5月以降平成19年度46万5,333円、平成20年度66万5,600円、同21年度66万4千円、同22年度67万3,600円、平成23年4月3万2千円、5月以降平成23年度70万4千円、平成24年度65万2,800円の支出は違法である。

e 小活

よって、谷議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度97万1,365円、平成19年4月1万7,906円、5月以降平成19年度73万7,228円、平成20年度84万4,185円、同21年度92万8,302円、同22年度96万9,724円、同23年4月3万2千円、5月以降平成23年度82万4,153円、平成24年度83万579円であり、その総合計は615万5,442円となる。

(ウ) 中村議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

中村議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」と併設されていた。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計36万2,295円、平成17年度は合計20万7,413円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

中村議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に設置されていた。但し、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」は、自宅に移転し設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

中村議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度37万5,595円、5月以降平成19年度33万2,807円、平成20年度64万9,149円、同21年度71万6,053円、同22年度82万5,686円、同23年4月5万8,257円、5月以降平成23年度57万4,736円、平成24年度63万2,424円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借上料、コピー用紙購入費、事務用品・備品購入、通信費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

中村議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計36万2,295円、平成17年度は合計20万7,413円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度の間各年度にもその平均額である28万4,854円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える平成18年度から同24年度各22万7,883円（但し4月分と5月以降に分かれている年度はその金額の1/12と11/12の金額）の支出は違法である。

d 小活

よって、中村議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度22万7,883円、平成19年4月1万8,990円、5月以降平成19年度20万8,893円、平成20年度から同22年度各22万7,883円、同23年4月1万8,990円、5月以降平成23年度20万8,893円、平成24年度22万7,883円であり、その総合計は15万9,181円となる。

(エ) 新島議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

新島議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計6万1,869円、平成17年度は合計6万1,202円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費、プリンター代及び輪転機リース料について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

新島議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。また、自宅とは別の場所に後援会が設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

新島議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度26万3,891円、5月以降平成19年度29万3,096円、平成20年度28万7,575円、同21年度30万5,218円、同22年度69万150円、5月以降平成23年度75万1,546円、平成24年度109万7,697円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費、消耗品リース代、郵送料、写真代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話使用料について、新島議員は、平成16年度は合計6万1,869円、平成17年度は合計6万1,202円を支払っていた。そこで、平成18年度から同22年度の各年度、5月以降平成23年度及び平成24年度にもその平均額である6万1,535円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額、5月以降の平成19年度と同23年度は同額の11/12の金額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」、政治団体「雄新会」及び後援会の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える平成18年度以降同22年度及び5月以降平成23年度と平成24年度の各年度にもその平均額である4万9,228円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額、5月以降の19年度と23年度は同額の11/12の金額）の支出は違法である。

通信費、消耗品リース代、郵送料、写真代について、新島議員は、平成18年度20万2,356円、5月以降平成19年度23万6,689円、平成20年度22万6,040円、同21年度24万3,683円、同22年度62万8,615円、5月以降平成23年度69万5,139円、平成24年度103万6,162円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度13万4,904円、5月以降平成19年度15万7,793円、平成20年度15万693円、同21年度16万2,455円、同22年度41万9,077円、5月以降平成23年度46万3,426円、平成24年度69万775円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

新島議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成20年度74万1,500円、同21年度72万5千円、同22年度88万6,300円、同23年4月8万6千円、5月以降平成23年度45万5千円、平成24年度62万5,800円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「2名分」とする以外に何の説明もない。

そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

本件人件費は、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成20年度49万4,333円、同21年度48万3,333円、同22年度59万867円、同23年4月5万7,333円、5月以降平成23年度30万3,333円、平成24年度41万7,200円の支出は違法である。

e 小活

よって、新島議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度18万4,132円、平成19年4月4,102円、5月以降平成19年度20万2,919円、平成20年度69万4,254円、同21年度69万5,016円、同22年度105万9,172円、同23年4月5万7,333円、5月以降平成23年度81万1,885円、平成24年度115万7,203円であり、その総合計は486万6,016円となる。

(オ) 花田議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

花田議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、花田議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」（但し平成17年11月11日に設立）、政治団体「九十九会」及び「新社会システム創成会」と併設されていた。

事務所敷地賃借料として、平成16年度と同17年度に各12万円を支払った。そして、上記のとおり併設状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計27万5,162円、平成17年度は合計24万7,822円を支払っている。そして、上記のとおり併設状況及び私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは5分の1）を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費、固定電話使用料、リース等について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

花田議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、平成18年度には、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」及び政治団体「九十九会」が併設されていた、と容易に推認できるが、その後、平成19年度以降には、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」は自宅に、政治団体「九十九会」は自宅とは別の場所に移転し、それぞれ政務調査用事務所とは別の場所で設置されていたことが容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

花田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度13万4,743円を支出し、主たる内訳欄には、「地代、電気代」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度8万9,829円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

花田議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度47万9,830円、5月以降平成19年度66万5,957円、平成20年度46万7,944円、同21年度46万2,909円、同22年度41万8,131円、同23年4月3万4,323円、5月以降平成23年度35万6,564円、平成24年度38万1,020円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成20年度に「携帯電話19万487円」とする金額の記載があるものの、「備品消耗品、電気代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

花田議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計27万5,162円、平成17年度は合計24万7,822円を支払っていた。そこで、平成18年度及び同19年度の各年度にもその平均額である26万1,492円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額、5月以降19年度は同額の11/12の金額）を支払ったものと推認できる。平成20年度は、収支報告書の主たる内訳欄に記載のある携帯電話19万487円を支払ったものと推認できる。そこで、平成21年度から同24年度の間の各年度には各19万487円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記bの併用状況あるいは設置状況及び携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度19万6,119円、同19年4月1万6,343円、5月以降平成19年度17万9,776円、平成20年度14万2,865円、同21年度から同24年度に各14万2,865円（但し平成23年4月分は同額の1/12の金額、5月以降23年度は同額の11/12の金額）の支出は違法である。

花田議員は、事務用品・備品購入費などの費用として、平成18年度に21万8,338円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える14万5,559円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

花田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度に144万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務職員」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。この人件費は、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える96万円の支出は違法である。

f 小活

よって、花田議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度139万1,507円、平成19年4月1万6,343円、5月以降平成19年度17万9,776円、平成20年度から同22年度各14万2,865円、同23年4月1万1,905円、5月以降平成23年度13万960円、平成24年度14万2,865円であり、その総合計は230万1,951円となる。

(カ) 藤山議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

藤山議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、平成17年1月以降は、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。

政務調査用事務所の平成17年1月以降の事務所賃料、電気料金及び書籍棚代については、上記のとおり他のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計19万9,314円（但し、平成16年4月、5月、9月か

ら翌年3月の9ヶ月分)、平成17年度は合計15万1,671円(4月から9月、11月から翌年1月までの9ヶ月分)を支払っている。そして、上記のとおり調査研究以外に、後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費等について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

藤山議員の政務調査用事務所は、平成18年度以降も、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。また、後援会は自宅に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度25万1,364円、5月以降平成19年度52万265円、平成20年度56万5,003円、同21年度71万9,239円、同22年度73万5,271円、同23年4月5万5,412円、5月以降平成23年度100万4,231円、平成24年度105万4,659円を支出し、主たる内訳欄には、「光熱費、事務所家賃」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度12万5,682円、5月以降平成19年度26万132円、平成20年度28万2,501円、同21年度35万9,619円、同22年度36万7,635円、同23年4月2万7,706円、5月以降平成23年度50万2,115円、平成24年度52万7,329円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度41万7,968円、5月以降平成19年度28万9,418円、平成20年度39万6,921円、同21年度29万9,552円、同22年度16万6,072円、同23年4月7,050円、5月以降平成23年度37万5,358円、平成24年度20万2,707円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品購入費、事務機器購入費、通信費(電話)等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計19万9,314円(但し、平成16年4月、5月、9月から翌年3月の9ヶ月分)、平成17年度は合計15万1,671円(4月から9月、11月から翌年1月までの9ヶ月分)を支払っていた。そこで、平成18年度から同21年度及び5月以降平成23年度の各年度にもその平均額(各年度の支出を9分の12にして2年分の平均)である23万3,990円(但し4月分と5月以降分に分かれている年度は同額の1/12と11/12の金額)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度17万5,492円、同19年4月1万4,624円、5月以降平成19年度16万868円、平成20年度17万5,492円、同21年度17万5,492円、5月以降平成23年度16万868円の支出は違法である。

事務用品・備品購入費などの費用として、平成18年度18万3,978円、5月以降平成19年度7万4,927円、平成20年度16万2,931円、同21年度6万5,562円、同22年度16万6,072円、同23年4月7,050円、5月以降平成23年度16万867円、平成24年度20万2,707円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度9万1,989円、5月以降平成19年度3万

7,463円、平成20年度8万1,465円、同21年度3万2,781円、同22年度8万3,036円、同23年4月3,525円、5月以降平成23年度8万433円、平成24年度10万1,353円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度96万円、5月以降平成19年度132万円、平成20年度126万6千円、同21年度131万5千円、同22年度136万円、同23年4月8万円、5月以降平成23年度96万円、平成24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

この人件費は、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度48万円、5月以降平成19年度66万円、平成20年度63万3千円、同21年度65万7,500円、同22年度68万円、同23年4月4万円、5月以降平成23年度48万円、平成24年度48万円の支出は違法である。

f 小活

よって、藤山議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度87万3,163円、平成19年4月1万4,624円、5月以降平成19年度111万8,463円、平成20年度117万2,458円、同21年度122万5,392円、同22年度113万671円、同23年4月7万1,231円、5月以降平成23年度122万3,416円、平成24年度110万8,682円であり、その総合計は793万8,100円となる。

(キ) 前芝議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

前芝議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、前芝議員の政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」と併設されていた。

前芝議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計7万8,960円、平成17年度は合計8万2,068円を支払っている。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

前芝議員の政務調査用事務所は自宅に設置されていたが、平成18年度の中頃に自宅とは別の場所に移転しているが、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」は平成18年度以降も自宅に設置されていたと推認できる。

c 本件事務費とその違法

前芝議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度13万4,784円、5月以降平成19年度17万1,751円、平成20年度34万6,278円、同21年度26万8,430円、同22年度27万3,668円、同23年4月2万1,337円、5月以降平成23年度23万8,840円、平成24年度22万8,373円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器賃上料、通信費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

前芝議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計7万8,960円、平成17年度は合計8万2,068円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度の間もその平均額である8万514円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度から同24年度各6万385円（但し4月分と5月以降に分かれている年度はその金額の1/12

と11/12の金額)の支出は違法である。

d 小活

よって、前芝議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度6万385円、平成19年4月5,032円、5月以降平成19年度5万5,354円、平成20年度から同22年度各6万385円、同23年4月5,032円、5月以降平成23年度5万5,354円、平成24年度6万385円であり、その総合計は42万2,697円となる。

(ク) 松本元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

松本元議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、松本元議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた。

事務所費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計6万5,824円（但し5月分から）、平成17年度は合計6万5,266円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入、固定電話等について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

松本元議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

松本元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度24万6,768円、5月以降平成19年度34万3,550円、平成20年度29万8,725円、同21年度40万4,068円、同22年度38万173円、同23年4月1万5,846円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱水費等」などととする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度12万3,384円、5月以降平成19年度17万1,775円、平成20年度14万9,362円、同21年度20万2,034円、同22年度19万86円、同23年4月7,923円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

松本元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度44万4,658円、5月以降平成19年度34万8,193円、平成20年度41万5,370円、同21年度27万7,830円、同22年度27万923円、同23年4月2万6,456円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器保守契約費、事務用品購入費、通信費等」などととする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

松本元議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計6万5,824円（但し5月分から）、平成17年度は合計6万5,266円を支払っている。そこで、平成18年度から同23年4月の間の各年度にもその平均額である6万8,537円（但し平成16年度は5月分からであるから12/11にしてその

2年間の平均)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度から同23年4月の間の各年度に各4万5,691円(但し4月分と5月以降に分かれている年度はその金額の1/12と11/12の金額)の支出は違法である。

松本元議員は、事務用品・備品購入、固定電話等として、平成18年度37万6,121円、5月以降平成19年度28万5,367円、平成20年度34万6,833円、同21年度20万9,293円、同22年度20万2,386円、同23年4月2万745円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度18万8,060円、5月以降平成19年度14万2,683円、平成20年度17万3,416円、同21年度10万4,646円、同22年度10万1,193円、同23年4月1万372円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

松本元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度80万円、5月以降平成19年度120万円、平成20年度120万円、同21年度116万円、同22年度193万円、同23年4月14万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度40万円、5月以降平成19年度60万円、平成20年度60万円、同21年度58万円、同22年度96万5千円、同23年4月7万円の支出は違法である。

f 小活

よって、松本元議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度75万7,135円、平成19年4月3,807円、5月以降平成19年度95万6,342円、平成20年度96万8,469円、同21年度93万2,371円、同22年度130万1,970円、同23年4月9万2,102円であり、その総合計は501万2,196円となる。

(ケ) 町田元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

町田元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置されていた。

また、町田元議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」を自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していた。

固定電話使用料2台分につき、平成17年度に合計17万1,751円を支払った。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成17年度に合計3万3,422円を支払った。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

携帯電話使用料として、平成17年度に合計11万1,234円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品代・備品購入費等について、上記のとおり、政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その60%を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

町田元議員は、平成18年度から同22年度の間も政務調査用事務所を自宅に設置し、後援会及

び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」は、自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

町田元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度36万4,048円、5月以降平成19年度29万3,537円、平成20年度18万4,124円、同21年度36万7,750円、同22年度13万6千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「印刷・パソコン・電話代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

町田元議員は、固定電話使用料2台分につき、平成17年度に合計17万1,751円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である17万1,751円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのと通りの事務所の状況から、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度8万5,875円、同19年4月7,156円、5月以降平成19年度7万8,719円、平成21年度8万5,875円の支出は違法である。

町田元議員は、ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成17年度に合計3万3,422円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である3万3,422円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度1万6,711円、同19年4月1,392円、5月以降平成19年度1万5,318円、平成21年度1万6,711円の支出は違法である。

町田元議員は、携帯電話使用料として、平成17年度に合計11万1,234円を支払っている。そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である11万1,234円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える平成18年度8万3,425円、同19年4月6,952円、5月以降平成19年度7万6,474円、平成21年度8万3,425円の支出は違法である。

町田元議員は、事務用品代・備品購入費等として、平成18年度4万7,641円、5月以降平成19年度3,497円、平成20年度18万4,124円、同21年度5万1,343円、同22年度13万6千円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり、町田元議員の政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その60%を超える平成18年度1万9,056円、5月以降平成19年度1,399円、平成20年度7万3,650円、同21年度2万537円、同22年度5万4,400円の支出は違法である。

d 小活

よって、町田元議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度20万5,067円、平成19年4月1万5,500円、5月以降平成19年度17万1,910円、平成20年度7万3,650円、同21年度20万6,548円、同22年度5万4,400円であり、その総合計は72万7,075円となる。

(コ) 向井元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

向井元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置されていた。

また、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」はそれぞれ、政務調査用事務所や自宅と

は別の場所に設置されていた。しかし、「自民党橋本支部」の看板、向井元議員の看板等が設置されていたから、政務調査用事務所において、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である。

さらに、向井元議員は「向井米穀店」を営んでいた。

政務調査用事務所の賃料、電気料金、水道料金、ガス代及び灯油代並びに固定電話使用料については、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

自宅の固定電話及びファックスの使用料として、平成16年度に固定電話の合計3万4,598円(但し平成16年4月から8月、同10月から12月の8ヶ月分)、ファックスの合計6万2,698円、平成17年度にファックスの合計5万1,168円を支払った。そして、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

ガソリン代につき、平成16年度合計35万2,199円、平成17年度合計39万477円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える支出は違法である。

携帯電話使用料につき、平成16年度合計14万9,170円、平成17年度合計14万4,560円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える支出は違法である。

政務調査用事務所の固定電話や事務用品・備品購入費等について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

向井元議員の政務調査用事務所は、平成18年度には、自宅とは別の場所に設置されていたし、その事務所では、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当であると容易に推認できる。

後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」は、平成18年度から同24年度の間もそれぞれ、政務調査用事務所や自宅とは別の場所に設置されていたし、向井元議員は「向井米穀店」を営んでいたことも容易に推認できる。

c 本件ガソリン代とその違法

向井元議員は、ガソリン代として、平成16年度合計35万2,199円、平成17年度合計39万477円を支払っている。この当時は事務所費に計上されていたが、平成18年度以降は収支報告書の調査研究費に自動車燃料代として、すなわちガソリン代相当の計上がなされている。しかも金額も個別具体的に29万7,485円と記載されていることから、当該金員を支出している。そこで、平成23年4月分を除く平成19年度から同24年度の間にも、各29万7,485円(但し、4月分と5月以降分に分かれる年度は、同額の1/12と11/12の各額)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える平成23年4月分を除く平成18年度から同24年度に各23万7,988円(但し、4月分と5月以降分に分かれる年度は、同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

向井元議員は、自宅の固定電話及びファックスの使用料として、平成16年度に固定電話の合計3万4,598円(但し平成16年4月から8月、同10月から12月の8ヶ月分)、ファックスの合計6万

2,698円、平成17年度にファックスの合計5万1,168円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度にも上記の平均(平成16年度は固定電話につき3万4,598円の12/8にしてファックスとの合計に、平成17年度は前記固定電話の換算額にファックスの合計の加えた平均)額である各10万8,830円(但し、4月と5月以降分に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度から同24年度に各5万4,415円(但し、4月と5月以降分に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

向井元議員は、携帯電話使用料につき、平成16年度合計14万9,170円、平成17年度合計14万4,560円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度にも上記の平均額である各14万6,865円(但し、4月と5月以降分に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える平成18年度から同24年度に各11万7,492円(但し、4月と5月以降分に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

e 小活

よって、向井元議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度40万9,895円、平成19年4月3万4,157円、5月以降平成19年度37万5,737円、平成20年度40万9,895円、同21年度40万9,895円、同22年度40万9,895円、平成23年4月1万4,325円、5月以降平成23年度37万5,737円、平成24年度40万9,895円であり、その総合計は284万9,431円となる。

(サ) 山田議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

山田議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた。

政務調査用事務所の事務所賃料、固定電話使用料、電気料金及び水道料金につき、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話使用料として、平成16年度合計17万5,532円、平成17年度合計19万1,774円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

山田議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

山田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度78万3,700円、5月以降平成19年度57万3,343円、平成20年度62万775円、同21年度61万8,233円、同22年度

61万4,223円、同23年4月4万6,183円、5月以降平成23年度50万6,957円、同24年度60万1,205円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所借上費、電気・水道使用料」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記5月以降平成19年度の主たる内訳欄の「事務所借上費5万円×11ヶ月及び電気・水道使用料×11ヶ月」とする記載から、5万2,122円(57万3,343円の1/11)支出したと容易に推認できる。

そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度52万2,467円、平成19年4月3万4,748円、5月以降平成19年度38万2,229円、平成20年度41万3,850円、同21年度41万2,155円、同22年度40万9,482円、同23年4月3万789円、5月以降平成23年度33万7,971円、平成24年度40万803円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

山田議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度38万4,850円、5月以降平成19年度43万1,906円、平成20年度21万8,556円、同21年度59万8,862円、同22年度21万5,857円、同23年4月7万7,821円、5月以降平成23年度21万1,519円、同24年度17万7,524円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器リース、固定電話、事務用品購入費、携帯電話」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

山田議員は、携帯電話使用料として、平成16年度合計17万5,532円、平成17年度合計19万1,774円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度にも上記の平均額である各18万3,653円(但し、4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える平成18年度から同24年度に各13万7,740円(但し4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

山田議員は、事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等として、平成18年度20万1,197円、5月以降平成19年度26万3,557円、平成20年度3万4,903円、同21年度41万5,209円、同22年度3万2,204円、同23年4月6万2,517円、5月以降平成23年度4万3,170円、同24年度9,175円を支出していると推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度13万4,131円、5月以降平成19年度17万5,705円、平成20年度2万3,269円、同21年度27万6,806円、同22年度2万1,469円、同23年4月4万1,678円、5月以降平成23年度2万8,780円、同24年度6,117円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

山田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度96万円、5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度に各96万円、同23年4月8万円、5月以降平成23年度88万円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記収支報告書の記載から、8万円支出したと容易に推認できる。

そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度から平成24年度に各64万円(但し

4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

f 小活

よって、山田議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度143万4,338円、平成19年4月9万9,559円、5月以降平成19年度127万863円、平成20年度121万4,859円、同21年度146万6,701円、同22年度120万8,691円、平成23年4月13万7,278円、5月以降平成23年度107万9,680円、平成24年度117万3,182円であり、その総合計は908万5,151円となる。

(シ) 吉井議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

吉井議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた。

この点、吉井議員は、政務調査用事務所以外の上記事務所が自宅と同じ敷地内にある両親宅に設置されていると陳述し、その旨届出されていた。しかし、吉井議員の政務調査用事務所が設置されている建物は、地図上で、「自民有田第一支部」及び「吉井かずみ(事)」と表示され、その建物の壁面には、自由民主党の国会議員のポスターが貼られ、政治活動に関する看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた。また、吉井議員の両親の建物は、地図上で、「吉井コンクリート産業(株)」及び「吉井組」と表示され、その建物には「吉井コンクリート産業株式会社」の看板が設置され、政治活動に関する看板やポスター等はなかった。従って、吉井議員の陳述は信用できない。

事務所費について、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話使用料として、平成16年度合計18万2,076円、平成17年度合計15万1,121円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える支出は違法である。

固定電話及びファックス電話使用料等について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

吉井議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

吉井議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度11万3千円、5月以降平成19年度48万7,200円、平成20年度53万8,210円、同21年度19万7,668円、同22年度19万8,058円、同23年4月2万3,412円、5月以降平成23年度16万4,165円、同24年度18万3,118円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、地代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度8万4,750円、5月以降平成19年度36万5,400円、平成20年度40万3,657円、同21年度14万8,251円、同22年度14万8,543円、同23年4月1万7,559円、

5月以降平成23年度12万3,124円、平成24年度13万7,338円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

吉井議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度71万1,023円、5月以降平成19年度50万7,326円、平成20年度61万1,327円、同21年度65万8,737円、同22年度62万7,638円、同23年4月10万2,810円、5月以降平成23年度78万5,468円、同24年度88万2,702円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用費購入、コピー用紙購入、通信費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

吉井議員は、携帯電話使用料として、平成16年度合計18万2,076円、平成17年度合計15万1,121円を支払っている。そこで、平成18年度から同24年度にも上記の平均額である各16万6,599円（但し、4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える平成18年度から同24年度に各13万3,279円（但し4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額）の支出は違法である。

吉井議員は、携帯電話使用料以外の事務費として、平成18年度54万4,424円、5月以降平成19年度35万4,610円、平成20年度44万4,728円、同21年度49万2,138円、同22年度46万1,039円、同23年4月8万8,927円、5月以降平成23年度63万2,752円、同24年度71万6,103円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度40万8,318円、5月以降平成19年度26万5,957円、平成20年度33万3,546円、同21年度36万9,103円、同22年度34万5,779円、同23年4月6万6,695円、5月以降平成23年度47万4,564円、同24年度53万7,077円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

吉井議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度96万円、5月以降平成19年度88万円、平成20年度96万円、同21年度96万円、同22年度109万6,500円、同23年4月8万円、5月以降平成23年度88万円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記収支報告書の記載内容から、8万円支出したと容易に推認できる。

そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度72万円、平成19年4月6万円、5月以降平成19年度66万円、平成20年度72万円、同21年度72万円、同22年度82万2,375円、同23年4月6万円、5月以降平成23年度66万円、平成24年度72万円の支出は違法である。

f 小活

よって、吉井議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度134万6,347円、平成19年4月7万1,106円、5月以降平成19年度141万3,530円、平成20年度159万482円、同21年度137万633円、同22年度144万9,976円、平成23年4月15万5,360円、5月以降平成23年度137万9,861円、平成24年度152万7,694円であり、その総合計は1,030万4,989円となる。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また、その起算日は、各支出日から進行するものと解されている。

キ 本件の各支出日

(ア) 事務所費の各支出日

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は、概ね月末支払いであると推量できることから、各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日とみなすのが相当である。

(イ) 事務費の各支出日

固定電話及びFAX電話使用料の各議員の支払日は、同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ、同社の口座引き落とし日は毎月20日と設定されており、毎月20日とみなすのが相当である。

携帯電話使用料の各議員の支払日は、携帯電話の事業を行っているNTTドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから、毎月末日とみなすのが相当である。

上記を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は、毎月末日であったとみなすことが相当である。

(ウ) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね20日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月25日であったとみなすのが相当である。

ク 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5月以降平成23年度と同24年度の違法支出金は、前記の各支払日から未だ5年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員の各違法支出金は、尾崎太郎議員121万8,544円、谷議員165万4,732円、中村議員43万6,776円、新島議員196万9,088円、花田議員27万3,825円、藤山議員233万2,098円、前芝議員11万5,739円、向井元議員78万5,632円、山田議員225万2,862円及び吉井議員290万7,555円となる。

ケ 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、平成23年4月分までの次の違法支出金については、上記の各支払日から5年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとした場合、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不当であり、違法に利得しているすべての政務調査費は全額返還すべきである。その各議員の金額は、尾崎太郎議員292万6千円、谷議員450万710円、中村議員115万8,405円、新島議員289万6,928円、花田議員202万8,126円、藤山議員560万6,002円、前芝議員30万6,958円、松本元議員501万2,196円、町田元議員72万7,075円、向井元議員206万3,799円、山田議員683万2,289円及び吉井議員739万7,434円である。

コ 仁坂吉伸知事の賠償責任

第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分すべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率と

して採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。

前記原審の判示からすると、当該原審判決において、政務調査用事務所に他の目的の事務所の併設を認定した議員の政務調査費の当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成18年度以降、平成24年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解すことができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。

和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求債権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量のない債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事はその責めを負うべきであり、その不行使により時効消滅させた相当債権を賠償すべきである。

そして、その行使は、上記原審判決日の平成25年1月29日から2ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。そうすると、その当時、上記ケで述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成19年度以前の支出を除き、その行使は可能であった。

仁坂知事は当時、行使が可能であった不当利得返還請求権を時効消滅させて、その行使を不可能にしたのであるから、それら各議員の違法支出金（尾崎太郎議員181万9,333円、谷議員277万4,211円、中村議員70万2,639円、新島議員250万5,775円、花田議員44万500円、藤山議員359万9,752円、前芝議員18万6,187円、松本元議員329万4,912円、町田元議員33万4,598円、向井元議員124万4,010円、山田議員402万7,529円及び吉井議員456万6,451円）に相当する金員を賠償すべきである。

サ 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

シ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 尾崎太郎議員、谷議員、新島議員、花田議員、藤山議員、前芝議員、向井元議員、山田議員及び吉井議員関係

収支報告書（平成17年度から同24年度、なお平成19年4月分が欠落している。以下同じ。）、陳述書、写真（向井元議員関係）及び報告書（吉井議員関係）

イ 中村議員及び松本元議員関係

収支報告書（平成17年度から平成23年4月分）及び陳述書

ウ 町田元議員関係

収支報告書（平成17年度から平成22年度）及び陳述書

エ 共通資料

西日本電信電話（株）領収証、ドコモ料金領収証、政治団体一覧表並びに第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年5月19日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務調査費に関する返還請求及び損害賠償請求を行っていないことが、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものは、県の違法若しくは不当な財産管理を怠る事実が具体的に摘示されていないので却下する。

本件請求のうち平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関するものは、請求人の主張する不当利得返還請求権が時効消滅した日（財産管理を怠る事実の終わった日）から1年以上経過しているため却下する。

本件請求のうち平成22年度から同24年度政務調査費に関するものは、請求に理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務調査費は、平成12年の地方自治法改正により制度化され、この制度は平成13年4月1日に施行された。

地方自治法（ただし、平成24年改正前の旧法。）は、普通地方公共団体の条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

本県においても、平成12年の地方自治法改正を受け、本件条例及び本件規程が制定され、いずれも平成13年4月1日から施行された。

条例及び規程は、同法の規定に基づき、次のとおり政務調査費の交付に関する必要な事項を定めている。

政務調査費は議員に対して交付し（条例第2条）、議員は政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（条例第10条）。

議員に係る政務調査費の使途基準について、事務所費は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とし、事務費は議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等、通信費等）とし、人件費は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とする（規程別

表第2)。

議員は、政務調査費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならない(条例第11条第1項)。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事へ送付する(規程第6条)。

知事は、議員が交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出(使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる(条例第9条第4項)。

政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない(規程第7条)。

(2) 本件使途基準(規程に定める使途基準をいう。以下同じ。)のより詳細な基準

本件政務調査費の使途基準については、条例に基づき、規程第4条(別表第2)で定められているが、より詳細な基準として「政務調査費運用の手引」及び「政務調査費運用の手引細則」(以下「手引等」という。)が作成されている。

手引等は、「政務調査費運用に当たっての三原則」の「按分に当たっての指針」について、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる」とし、「この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行う」との基準を示している。

その上で、各項目の按分の考え方について、「事務所の賃借料」及び「事務費」の使用実態が明らかでない場合は、活動数で按分して政務調査費への充当を認めることとしている。「人件費」は、常時雇用において他の用務にも従事している場合は按分すべきものとしている。

(3) 議会事務局における本件政務調査費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務調査費について、毎年度4月30日までに各議員から収支報告書の提出を受けた議長は議会事務局をして、当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認させ、内容が明確でないものについては、議員に確認させるなどしていた。

また、領収書の提出義務がなかった事務費、事務費及び人件費についても、議員の協力のできる限り提示してもらい、その内容を確認させていた。

しかしながら、当時の審査記録がないため、本件政務調査費に係る具体的な審査内容は確認できなかった。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の原因として特に次の点を主張している。

本件政務調査費については、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、本県の平成14年度から同17年度の政務調査費に関する訴訟判決が対象とする平成14年度から同17年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、第一次訴訟確定判決に準拠して各議員の違法支出が推認できる。

このうち返還請求権が時効消滅した違法支出金であっても、各議員が違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させることを求める。

また、第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決(以下「第一次訴訟原審判決」という。)の判示からすると、平成18年度以降、平成24年度(第一次訴訟原審判決言渡日の属する年度)までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、違法支出の存することが推認できたにもかかわらず、仁坂知事は、不当利得返

還請求債権をいたずらに放置し、理由もなくその行使を怠り、当該債権を時効消滅させた。第一次訴訟原審判決から2か月の間には当該不当利得返還請求債権を行使できたと解すべきであり、その不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

1 時効消滅した各議員の不当利得に関する請求

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものについては、「返還請求権が消滅した違法支出金であっても、違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させること」を求めているが、請求人は「不当利得を返還しない」各議員の不当を述べるのみで、県の違法若しくは不当な財務会計行為を具体的に摘示していないので、不適法な監査請求である。

2 平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関する請求

本件請求で各議員が不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいええない経費に政務調査費を支出したことである。そして、本件政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが本件用途基準に適合したものか否かは、各議員が収支報告書を議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される（第一次訴訟原審判決参照）。

本件請求の政務調査費については、毎年4月30日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に用途基準に適合しない支出を政務調査費に充当したことが最終的に確定し、不当利得返還請求権が発生していたとしても、公法上の債権である当該請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により5年間これを行わないときは、時効により消滅する。

そうすると、本件請求のうち平成21年度以前の政務調査費に関するものについては、平成22年4月30日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に不当利得が確定し知事の返還請求権が発生していたとしても、これらの債権は5年間行使されておらず、平成27年4月30日時点で既に時効消滅しているものと解される。

ところで、地方自治法第242条第2項は、住民監査請求のうち財務会計行為を対象とするものは、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものと規定している。これは、財務会計行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求期間を、非継続的な財務会計行為については当該行為のあった日から、継続的な財務会計行為については当該行為の終わった日から、それぞれ1年間に限ることとしたものである（最高裁判所平成14年7月2日第三小法廷判決参照）。

また、不当利得返還請求権の行使を怠り、当該請求権を消滅時効期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとし、当該怠る事実（以下「第1の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第2の怠る事実」という。）とした上で、第2の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第1の怠る事実の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年4月24日第三小法廷判決参照）。

したがって、本件請求のうち平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任（第2の怠る事実）に関するものは、不当利得返還請求権が時効消滅した日（第1の怠る事実の終わった日）から1年以上経過しており、不適法な監査請求である。

3 平成22年度から同24年度政務調査費に関する請求

本件政務調査費に関する「違法な怠る事実」があるというためには、県が本件議員らに対し、不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については、当該返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される

(最高裁判所昭和59年12月21日第二小法廷判決参照)。

請求人は「推認」により各議員の不当利得を主張するが、監査委員監査においては、地方自治法で定められた監査権限により入手した証拠書類等に基づき事実認定すべきであり、「推認」による事実認定はすべきではない。

本件政務調査費については、収支報告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過し、本件監査請求時点で既に証拠書類等の保存期間を経過しており、地方自治法で定められた監査権限によっては、当該支出に関する事実を確認することはできず、その違法性も認められない。

そして、各議員の不当利得が認められない以上、その不当利得の返還請求権の不行使により一部時効消滅させたと請求人が主張する、仁坂知事の損害賠償責任についても認められない。

したがって、本件請求のうち平成22年度から同24年度政務調査費に関するものは、請求人の主張に理由がない。